

今年10月1日(月)から、本土地域4支所の業務を見直します。証明書などの発行、災害や緊急時の対応など、市民生活に直結する部分はこれまでと変わりません。市民の皆さんは、これまでどおり各支所を利用ください。

●支所で行うこと(変わらないこと)

- ・住民票の写しや税などの証明、出生届や転居届、国民健康保険の資格取得の届け出などの即日対応に変更はありません。
- ・児童手当や介護認定、各種補助金、農地転用申請などの全ての窓口業務に変更はありません。
- ・地区コミュニティ協議会や自治会関係の業務、市道・農道・林道などの現場対応は、これまでどおり支所で行います。
- ・道路陥没などの緊急の場合についても、すぐに支所から現場に向いて対応します。
- ・台風や大雨などの災害時の支所(災害対策支部)や詰所・避難所の防災体制についても、変更ありません。

●見直し内容(変わる点)

- ・システム入力や給付金の支払いなどの内部事務は、本庁業務になります。
- ・営農指導などの現場対応は、一部を除き、本庁職員が行います。
- ・これまでの現地や電話での対応に加え、本庁・支所間のテレビ電話による対応も行います。
- ・各業務の担当を集約することで、専門性を高め、より良い行政サービスを提供できるよう努めます。
- ・各支所地域振興課は、現在の5グループ体制から2グループ体制になります。
- ・各支所の職員数は、現在の半数程度になります。

*詳しくは、市ホームページを確認ください。

支所の業務の一部見直しの具体的なイメージ

現在支所で行っている業務



- 支 所
- ・戸籍謄抄本・住民票の写しなどの発行
 - ・各施設の利用申請・許可
 - ・自治会・コミュニティ協議会関係業務
 - ・身体障害者手帳の申請受付
 - ・農地転用などの申請受付
 - ・道路・河川などの境界明示の申請受付

これまでどおり各支所で申請・相談などを行ってください。

一部業務の現場対応は本庁に移管しますが、市民サービスに変更はありません。

見直し後本庁に移管する業務(H30.10以降)



- ・市道・農道・林道の現場対応
- ・緊急時の現場急行・現場対応
- 農地転用などの現地確認
- 道路・河川などの境界明示の現場立ち合い
- 広報紙の取材・記事作成
- 特別敬老金の支給
- 施設の維持管理
- 計量器の検査・調査

本土地域4支所の業務の一部見直しの具体例



（相談・申請受付・交付など）
全て支所継続

見直し後の事務処理方法	具体的な事務例
これまでどおり支所完結	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍謄抄本・住民票の写しなどの発行 ・税の諸証明書の発行 ・各施設の利用申請・許可 ・自治会・コミュニティ協議会関係業務 ・市道・農道・林道の相談・現場対応 ・緊急時の現場急行・現場対応
本庁・支所の共同化	<ul style="list-style-type: none"> ・定住住宅取得補助金の申請受付 ・身体障害者手帳の申請受付 ・保育園への新規入所申請受付 ・児童手当・児童扶養手当の申請受付 ・道路・河川愛護に係る申請受付 ・養護老人ホーム入所の申し出 ・農地転用などの申請受付 ・道路・河川などの境界明示の申請受付 ・道路幅員証明願
本庁集約	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙の取材・記事作成 ・各種がん検診・長寿健診などの実施 ・特別敬老金・敬老祝い品の支給 ・農地転用などの現地確認 ・道路・河川などの境界明示の現場立ち合い ・保健センターなどの施設の維持管理 ・計量器の検査・調査

これまでどおり各支所で申請・相談などを行ってください。

3出張所を廃止します

これまで利用いただいた市比野・黒木・蘭牟田の各出張所は、9月末をもって廃止します。今後は、最寄りの支所を利用ください。

- 市比野出張所の併設施設について
樋脇郷土館・市立図書館樋脇分館は、これまでどおりです。
- 黒木出張所の併設施設について
黒木地区コミュニティセンター(地区コミュニティ協議会事務局を含む)は、これまでどおりです。
- 蘭牟田出張所の併設施設について
蘭牟田地区コミュニティセンター(地区コミュニティ協議会事務局を含む)は、これまでどおりです。

☎(56)0301は、蘭牟田地区コミュニティ協議会の専用電話番号になります。